

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 5 月29日
【発行者の名称】	BABY JOB株式会社(BABY JOB Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上野 公嗣
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島六丁目 7 番 8 号
【電話番号】	06-4862-5187
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 西尾 剛彦
【担当J-Adviserの名称】	株式会社船井総合研究所
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp/
【電話番号】	03-6212-2921(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	BABY JOB株式会社 https://baby-job.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっております。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	878,683	1,652,270	2,833,107
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△191,076	△117,654	117,138
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	15,414	△146,958	149,711
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数			
(普通株式) (株)	200,000	2,945,580	2,945,580
(A種優先株式)	30,424	—	—
(B種優先株式)	64,134	—	—
純資産額 (千円)	479,775	332,816	482,527
総資産額 (千円)	1,009,580	797,267	1,150,713
1株当たり純資産額 (円)	△81.12	112.99	163.81
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	5.23	△49.89	50.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	48.61
自己資本比率 (%)	47.5	41.7	41.9
自己資本利益率 (%)	3.3	—	36.7
株価収益率 (倍)	—	—	18.6
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△166,800	△130,211	150,364
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	324,064	△49,065	△64,280
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△62,457	△122,406	63,383
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	826,968	525,284	674,752
従業員数 (名)	53	62	82
〔外、平均臨時雇用人員〕	(3)	(4)	(5)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第5期及び第6期については関連会社がないため、又、第7期については重要性の乏しい非連結子会社のためのため、記載しておりません。
3. 第5期の1株当たり純資産額については、A種優先株式及びB種優先株式の払込金額を控除して算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失(△)であるため、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 当社は、2024年12月19日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2025年2月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第6期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第7期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、R S M清和監査法人の監査を受けておりますが、第5期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
11. 第5期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、A種優先株式及びB種優先株式につき転換仮定方式に準じて株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて算定しております。また、2023年10月13日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月3日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
12. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を()外数で記載しております。

2 【沿革】

(1) 当社創業の経緯

当社のルーツは、ユニ・チャーム株式会社で営業・マーケティングに従事していた当社代表取締役である上野公嗣が、「働くママを応援する」との想いから起業を決意し、2012年5月に株式会社S・S・M(現：ぬくもりのうち保育株式会社)を設立したことから始まります。同社において保育施設運営等の事業を手掛ける中で、子育ての非効率な部分を無くし、保護者自身が自由にできる時間や心のゆとりを創出したいと考えるに至り、紙おむつ等サブスクリプションサービスを構想・開始いたしましたところ、多くの保護者の共感を得て当該事業の可能性を確信いたしました。

当該事業の本格的な推進を検討する上で、機動的な運営を行い得る体制が望ましいと判断し、子育てサポート事業を別会社とすべく2018年10月に当社を設立したことが、当社設立に至った経緯であります。

(2) 当社の沿革

当社設立までの変遷及び当社設立以降の変遷は以下のとおりであります。

当社設立までの変遷

年月	概要
2012年5月	少人数保育施設の運営を目的として㈱S・S・M(現：ぬくもりのうち保育㈱)を大阪市大正区に設立
2013年4月	㈱S・S・Mとして初の保育施設となる認可保育施設「南森町園」を大阪市北区に開園
2015年8月	保育士の人材紹介事業を開始
2017年4月	関東圏への事業拡大を目的として認可保育施設「綾瀬園」を東京都足立区に開園
2017年4月	東海圏への事業拡大を目的として認可保育施設「浜松園」を静岡県浜松市に開園
2018年7月	㈱S・S・Mの商号をぬくもりのうち保育㈱に変更
2018年7月	SSMotherホールディングス㈱を設立し、事業持株会社体制へ移行

当社設立以降の変遷

年月	概要
2018年10月	子育てサポートを目的としてぬくもりのうち保育㈱からBABY JOB㈱(当社)を吸収分割により大阪市淀川区に設立
2019年7月	プレスサービス期間を経て、ユニ・チャーム㈱との協働による紙おむつ・おしりふきのサブスクリプションサービス『手ぶら登園』を当社が本格的にリリース
2020年5月	当社と奈良県三宅町が子育て連携協定を締結。自治体が運営する公立保育施設に対して『手ぶら登園』を初導入
2021年1月	当社がSSMotherホールディングス㈱及びぬくもりのうち保育㈱を子会社化
2021年3月	当社がSSMotherホールディングス㈱を吸収合併
2022年4月	花王㈱との協働による紙おむつ・おしりふきのサブスクリプションサービス『Kao すまいる登園』を当社がリリース
2022年6月	保育施設と保護者をつなぐ情報サイト『えんさがそっ♪』を当社がリリース
2023年1月	ぬくもりのうち保育㈱を㈱みんなのみらい計画に売却
2024年5月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2024年8月	紙おむつ・おしりふきのサブスクリプションサービス『にこにこ登園』を当社がリリース
2024年9月	保育施設向けキャッシュレスサービス『誰でも決済』を当社がリリース
2024年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2025年1月	保育第三者評価㈱を設立

3 【事業の内容】

当社は本発行情報公表日現在「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

子育て支援事業は、当社の主要サービスである紙おむつ・おしりふきのサブスクリプションサービス(以下、「紙おむつ等サブスクリプションサービス」という。)の運営を行うほか、ECサイトでの保育施設向けの物販を行う事業セグメントであります。

① ビジネスモデル

紙おむつ等サブスクリプションサービスとは、月額定額料金を負担することにより、保育施設に用意されている紙おむつやおしりふきをサイズや枚数の制限なく利用可能とするサービスであります。当該サービスは、利用契約が継続する限り、安定的に収益が見込めるストック型の収益モデルであります。

当社の提供する紙おむつ等サブスクリプションサービスは、当該サービスを導入するための基本契約を締結している保育施設でのみ利用可能となっております。紙おむつ等サブスクリプションサービスが導入されている保育施設に子どもを預けている保護者は月額定額料金を支払うことで当該保育施設での紙おむつ・おしりふきがい放題となります。

保護者の支払いパターンは④保護者が当社と契約して直接当社に利用料を支払うパターン、⑤保護者が保育施設と契約して保育施設が利用者の利用料を徴収し、当社にまとめて支払うパターンの2パターンがあります。なお、大半の支払いパターンは、④保護者が当社と契約して直接当社に利用料を支払うパターンであります。

サービスの料金体系についてはプランにより異なり、月額2,280円から月額3,480円であります。

本事業における主な売上原価は紙おむつ・おしりふきの仕入費であります。当社は保育施設からの発注連絡を受けて、各紙おむつメーカーや卸店に対して発注を行っております。発注した紙おむつ等は保育施設に直接配送されるため、当社では商品在庫を保有していません。

紙おむつ等サブスクリプションサービスはプランにより、利用可能な紙おむつ・おしりふきが異なります。利用可能な紙おむつの製品は、消費者の信頼も高いブランド製品であります。各保育施設への配送は、メーカーや卸店の配送網を活用することにより当社・利用者ともに負担は発生しないのが特徴であります。

当社は紙おむつ等サブスクリプションサービスの利用可能なおむつ製品の仕入先であるメーカーや卸店と事業提携契約または商品売買契約を締結し、協働してサービスを提供しております。

なお、紙おむつ等サブスクリプションサービスの営業方法についてはプランにより異なり、当社が保育施設への導入提案を行う場合と仕入先が保育施設への導入提案を行う場合があり、当社は全プランの設計、契約関連業務、発注業務及び利用料金回収等の業務並びにこれらの業務に使用するシステムの開発・保守・運用等を行っております。

事業提携している仕入先は、保護者支援のためのCSR活動として積極的な姿勢で紙おむつ等サブスクリプションサービスに取り組んで頂いております。その背景には、今後少子化の進行が確実視され、将来のマーケットに不安要素がある中、安定顧客獲得面での寄与や、販促費の圧縮というメリットをご評価いただいているものと考えております。

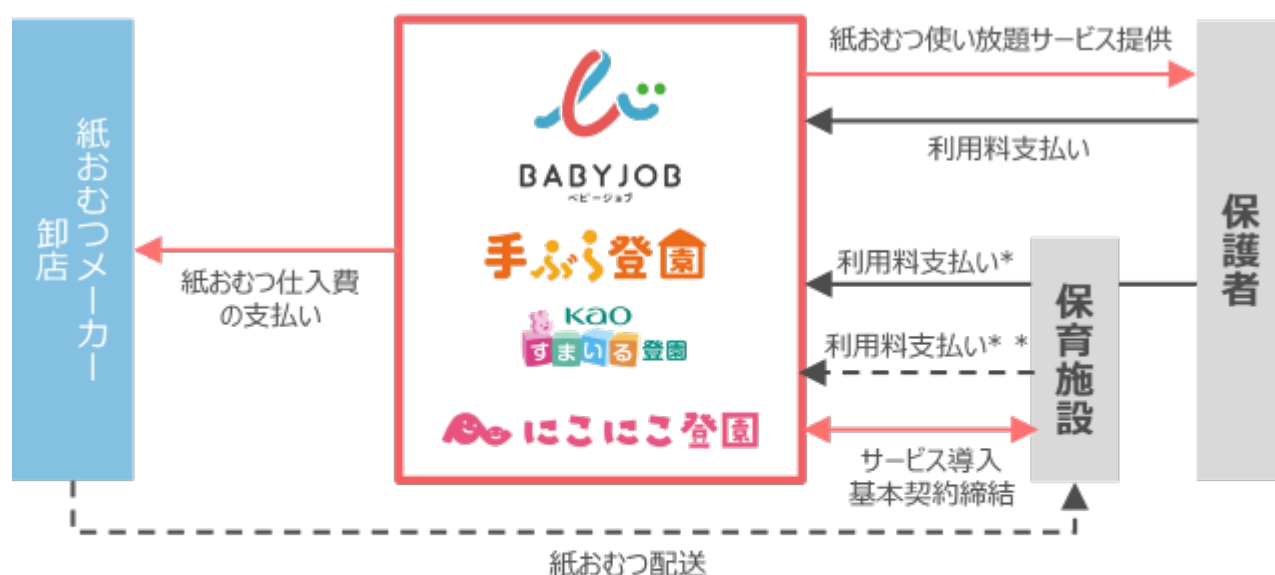
また、当社は子どもを保育施設に入れるための保護者の活動を支援する『えんさがそっ♪』(<https://ensagaso.com/>)というポータルサイトを2022年6月より運営しております。当該サイトは、保護者にとって負担となる保育施設の情報収集、問い合わせ、見学申し込み、といった「保活」等と呼ばれる保育施設探しのための諸活動を、スマートフォン等を用いて手軽に行えるサービスを提供するものであります。

当該サービスは、子育てに関する社会課題の解決に向けた取り組みの1つであります。同時に、保育施設の園児集客をサポートし、紙おむつ等サブスクリプションサービスの更なる普及を促進することを企図して運営しております。

掲載情報の拡充においては、保育施設に対して当サイトに掲載することで保育施設の充足率が向上できることを期待できるということを伝え、希望がある保育施設を掲載しております。また『えんさがそっ♪』には、『手ぶら登園』等の利用の可否等も掲載するため、それを保護者が園を選ぶ際の指標の1つにしていくことで、当社の紙おむつ等サブスクリプションサービスの認知度向上や導入施設増加につながるツールとしての効果も見込めるものと考えております。

また、当社は紙おむつ等サブスクリプションサービス以外に、ECサイトでの保育施設向け物販を行っております。当該ECサイト物販では、紙おむつ等サブスクリプションサービス導入先への更なる収益機会の拡充に向け、保育関連商材の販売を行っております。当該事業においては、注文を受けてから商材を手配することにより商品在庫リスクを抑えつつ、収益拡大に向けた商材の充実等を進めております。

子育て支援事業に関する事業系統図は、以下のとおりであります。



* 保護者が保育施設と契約し、保育施設が利用者の利用料を徴収し、当社にまとめて支払うケース

** 保育施設が利用料を負担し、当社にまとめて支払うケース

② サービスの特徴

(a) 当事者全員にメリットのある設計

紙おむつ等サブスクリプションサービスには、保護者の負担を軽減するだけでなく、保育施設側にもメリットがあります。また、紙おむつメーカーにとっても、既存販路とは異なる販路の開拓機会となっております。

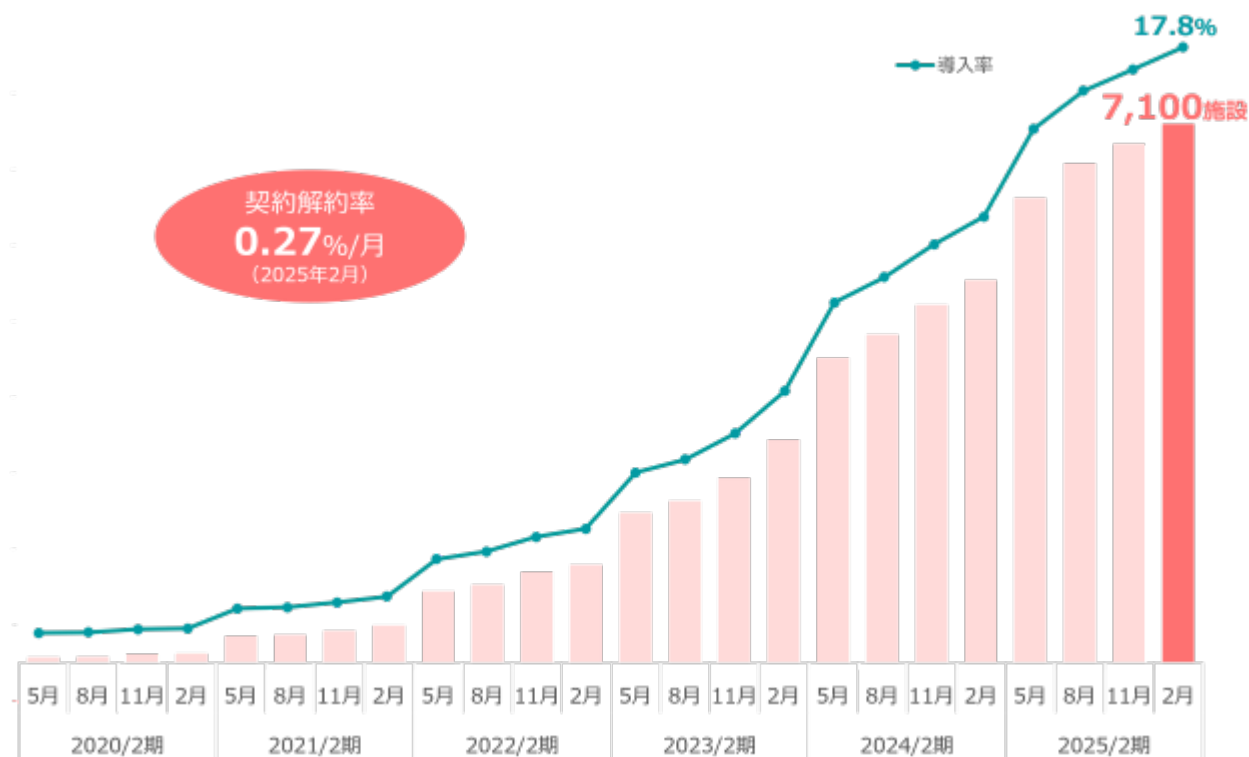
保護者及び保育施設にとっての主なメリットは以下のとおりであります。

「サービスメリット」

当事者	メリット
保護者	・ 保育施設に紙おむつ、おしりふきを持参する必要がなくなるため、登園時の荷物を減らせる。 ・ 紙おむつに名前を書く必要がなくなるため、登園準備の手間が減る。 ・ 実購買に伴う時間・持ち運びの手間等が減る。 ・ 負担の軽減により、子供と向き合う時間や心のゆとりが得られ、子育ての楽しさを感じられる。
保育施設	・ 子ども別に紙おむつを管理する必要がなくなり、保護者の紙おむつ忘れへの対応も不要となるため、業務負担を低減できる。 ・ 保護者に対する保育施設選択時のPR材料となる。 ・ 独自に紙おむつの提供をしている保育施設では、準備の手間や保護者からの料金回収の必要がなくなる。 ・ 事務負担の軽減により、子供と向き合う質の高い保育の実現に注力することができる。

保護者が自ら紙おむつ等を購入する場合には当然費用負担が生じます。当社サービスは当該購買額を参考に価格設定しており、そのため、保護者にとっては、当社サービスを利用しても実質的な費用負担の増加にはならない上に、登園に係る時間的・身体的負担だけでなく、購買に際して生じる買い物時間や購買した紙おむつ等を運搬する負担についても軽減するものとなっております。これらの間接的な負担軽減も含めると保護者にとっての経済性は大きいものと考えております。

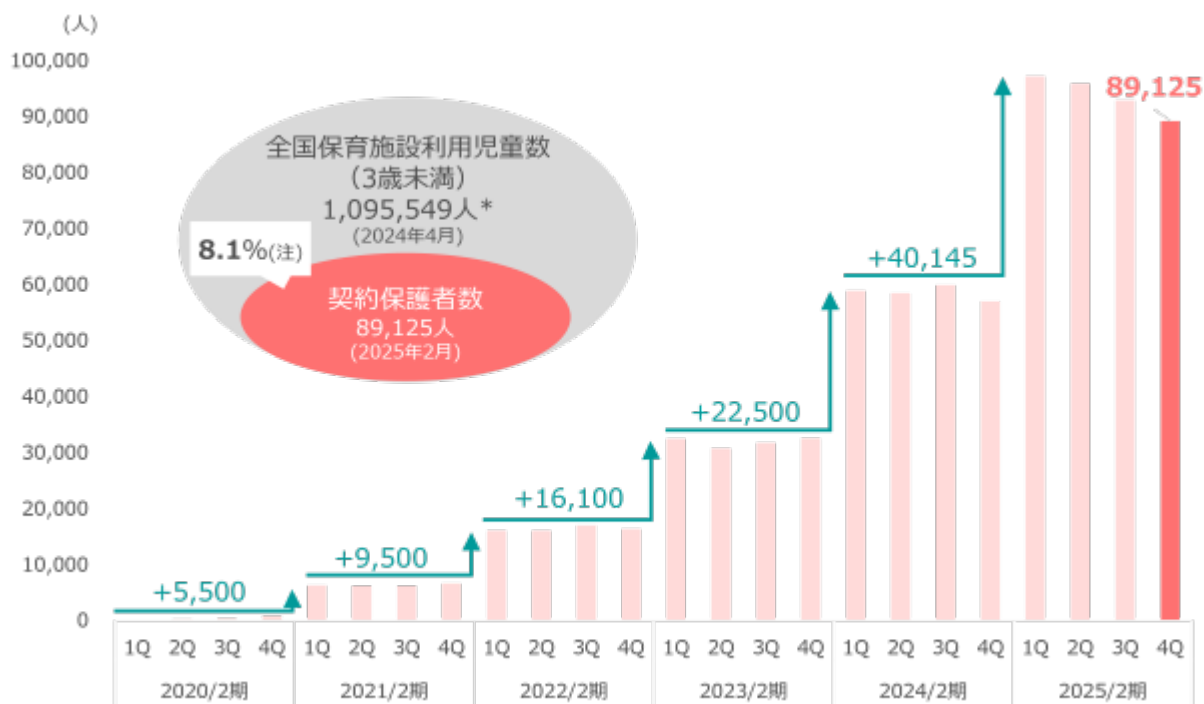
(b) サービスの広がりとポテンシャル
「契約保育施設数の推移」



2025年2月末時点において、全国の保育施設への導入数(認可外保育施設含む)は7,100施設となっております。サービス開始から6年で7,000施設弱の施設に導入できたことに加え、導入率(注2)は未だ約17.8%(7,100施設/39,805施設)にとどまっており(手ぶら登園+Kao すまいる登園+にこにこ登園)当面は十分な導入余地があるものと考えております。なお、認可保育施設の数(厚生労働省が公表している「保育所等関連状況取りまとめ(令和6年4月1日)」の数値をもとに算出しております。

- (注) 1. 契約解約率は、1年間の解約件数の1年間の契約保育施設数に対する割合として算出しております。
2. 導入率は、当社サービス(手ぶら登園+Kao すまいる登園+にこにこ登園)を導入している認可保育施設数(特定地域保育型事業、幼稚園型認定こども園等、幼保連携型認定こども園及び保育所)(2024年8月末時点)の厚生労働省が公表している認可保育施設数に対する割合として算出しております。

「サービス利用保護者数の推移」



*子ども家庭庁HP「保育所等関連状況取りまとめ」

(注) 1. グラフは各月末の保護者数を示しております。

2. 増加数は利用者が大幅に増加する4月から翌年4月末までの増加数を概数で示しております。

2025年2月時点で、紙おむつ等サブスクリプションサービスの直接契約の主体となる利用保護者数はおよそ9万人であります。この利用保護者数は児童入園時(4～5月)に大きく増加する傾向があります。その増加ピッチは、サービス導入基本契約を締結した保育施設の増加に伴い年々加速しており、契約保育施設数は当社にとって重要な指標と考えております。

契約保育施設数の拡大に向けた活動においては、施設長や保育士との共感に基づき、現場のリアルなニーズや雰囲気をつかめることが重要な要素となるものと考えております。この点において当社には、約10年にわたり自ら「ぬくもりのおうち保育」を運営してきた実績があり、蓄積した経験知を活かして施設への導入提案や導入後のフォローを実施しております。

また、数多くの契約保育施設を有することは、更なる顧客開拓ルートの強化や、子育てニーズの的確な把握等の面で当社に更なる強みをもたらすものと考えており、契約保育施設数(及びそのネットワーク)は今後のアップセル/クロスセルないしは子育てプログラム事業の推進に向けて、戦略的にも重要性が高い指標と考えております。

4 【関係会社の状況】

当社は当事業年度において、子会社1社（保育第三者評価株式会社）を所有しておりますが、非連結子会社であるため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
82(5)	35.2	2.2	3,702

- (注) 1. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社の事業は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
5. 前事業年度末に比べ従業員数が20名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復等により景気回復基調で推移いたしましたが、米連邦準備制度理事会（FRB）の利上げの継続による円安進行での物価上昇の影響や米国の相互関税導入の影響等、様々な要因から先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する保育・幼児向けサービス業界においては、共働き世帯数の増加や女性の就業率上昇により保育施設利用者数及び保育施設数の増加が続いており、2024年4月の1・2歳児の保育施設の利用率は59.3%（前年比1.5%増）と増加しております。一方で2024年の出生数は72.1万人であり、前年比5.0%減少と更なる減少が進んでおり、2024年4月の保育施設の定員充足率は88.8%（前年比△0.3%）と微減しております。

（出典：こども家庭庁・保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）、厚生労働省・人口動態統計速報（令和6年12月分））

その為、政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、2023年4月に「こども家庭庁」の設置をはじめとして、2024年5月に「こどもまんなか実行計画2024」が決定される等子育て環境の整備に向けた施策を推進しております。

当事業に関係する動きとしては、2023年1月に厚生労働省より各自治体に対し、保育施設において使用済みのおむつの処分を行うことを推奨する通達が出されており、保育・幼児向けサービスはますます重要性が増しております。

このような環境の中、当社は保育施設に対して、紙おむつを中心としたサブスクリプションサービスの拡充を行ってまいりました。積極的な広告宣伝や、無料キャンペーンを実施することで、当サービスの知名度は向上し、前事業年度末と比較し、当事業年度末における紙おむつサブスクリプションサービスのユーザーが56,996名から89,125名と32,129名増加、また、契約園数も5,041園から7,100園と2,059園の増加（無料キャンペーン中のユーザー・契約園を含む）となりました。

売上原価に関しては新規の契約園数及び、有料課金契約数が大幅に増加したことにより、3月と4月のおむつ等の仕入高が増加したことで、大きく増加しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,833百万円（前事業年度比71.5%増）、営業利益は129百万円（前事業年度は113百万円の営業損失）、経常利益は117百万円（前事業年度は117百万円の経常損失）、当期純利益は149百万円（前事業年度は146百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より149百万円増加し、674百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、150百万円の収入（前事業年度は130百万円の支出）となりました。主な要因は、売上高増加に伴う税引前当期純利益の計上123百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、64百万円の支出（前事業年度は49百万円の支出）となりました。主な要因は、ソフトウェア開発に関わる無形固定資産の取得による支出53百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、63百万円の収入（前事業年度は122百万円の支出）となりました。主な要因は、長期借入金の借入による収入240百万円及び長期借入金の返済による支出161百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社における受注活動には、子育て支援事業のECサイト物販が該当するものの、受注から商品発送までのリードタイムが短いことから受注実績の記載を省略しております。

なお、その他の売上については、一部受注開発をおこなっておりますが、受注開発の売上高に占める割合の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

当事業年度における販売実績は以下のとおりであります。

販売カテゴリーの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	2,791,496	173.4
ECサイト物販	31,650	171.5
その他	9,960	41.7
合計	2,833,107	171.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の主要な相手先がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、継続的に企業価値を向上していくために対処しなければならない課題を以下のように考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 契約保育施設数の拡大

a 認知拡大施策の継続

紙おむつ等サブスクリプションサービスにおいて、仕入先であるメーカーや卸店は大手企業であり、そのブランド力をベースに、紙おむつ等サブスクリプションサービスの卒園者による口コミ・SNS・ブログ等を活用した契約保護者をターゲットとするプロモーション活動を展開し、当社サービスの存在感を向上することで、契約保育施設数の更なる拡大に向けた活動を継続してまいります。

また、保育や子育ての社会課題に多角的に取り組むことで、営業活動や広報活動以外でも当社の活動を目にする機会を増やし、当社の認知度向上を図ります。

一例として、当社では代表の上野公嗣を主催者とし、保育施設でのおむつの持ち帰り問題の啓発活動及び国・自治体への提言を行う「保育園からおむつの持ち帰りをなくす会」という任意団体を運営し、全国調査や広報活動に取り組んでおります。こうした活動を通じて、保育業界や自治体の担当者レベルへの当社及び当社提供サービスの認知度拡大を進めてまいります。

b 自治体営業の強化

公立保育施設での紙おむつ等サブスクリプションサービスの導入を促進いたします。具体的には自治体との連携協定や試験導入等の導入プログラムを確立し、さらに他の自治体の導入事例を積極的に外部配信することで、自治体の導入ハードルを下げ、採用率を高めることを目指してまいります。公立保育施設へのアプローチに際しては、公立施設開拓向けの専任スタッフを設置し、自治体主催の保育施設向け説明会を実施する等の活動を実施してまいります。

また、導入が決まった自治体に関しては、公立保育施設への導入による波及効果を活かして私立保育施設での導入も推進できるよう、自治体導入を活かした営業活動を行ってまいります。

(2) 紙おむつ等サブスクリプションサービス専売品および保育関連商材のクロスセル強化による付加価値の向上

2024年9月より仕入先であるユニ・チャーム株式会社と協働し、保育士の使いやすさを追求した手ぶら登園専用おむつ(PB商品)の提供を開始し、付加価値の向上を図ってまいります。

さらに保育施設で利用されている紙おむつやおしりふき以外のアイテムに関してもサブスクリプションサービス(追加オプション)を提供し、顧客単価向上を図ります。追加オプションについては、2022年からはお昼寝用コットシーツの提供を開始しており、2023年には食事用エプロン・手口ふきの提供を開始しております。今後は、営業やカスタマーサポートを中心に、保育施設へ紙おむつやおしりふき以外のアイテム提案を強化し、それらアイテムのサブスクリプションサービスが利用できる園を増やしてまいります。

現状ARPU(一人当たりの平均売上金額「Average Revenue Per User」)は2,500円前後で推移しておりますが、オプション利用者を増加させ、中期的には3,500円程度の水準を目指してまいります。

(3) 契約保育施設のサポートビジネス構築

契約保育施設の課題を解決するサポート事業を立ち上げ、保育施設を対象としたビジネスの展開を進めております。現在のところ、当該取り組み開始の端緒として、保育施設を探す段階から保護者・保育施設に使用いただける保活(子どもを保育施設に入れるために、保護者が行う活動)・園児集客サービス『えんさがそっ♪』や保育施設向けキャッシュレスサービス『誰でも決済』の提供をスタートしております。

こうしたサービスを通じて、まだ紙おむつ等サブスクリプションサービスを導入していない保育施設とのつながりを持ち、導入のきっかけを作ってまいります。その後、保護者の時間貧困を解消するため、新たなサービスへの進出等、サービスの拡大を進めてまいります。

(4) カスタマーサクセスの効率化・質向上による保護者利用率の向上

紙おむつ等サブスクリプションサービスのユーザー数拡大に伴い、導入説明や導入園からの問い合わせ数も急増することが見込まれます。オペレーションコストの削減及びオペレーションのミスの発生を防ぐために、システム開発により、オペレーションの効率化・自動化を行いつつ、保育施設に当社をより身近に感じていただくような施策を推進してまいります。具体的には、受発注部分のシステムのさらなる改善や、紙媒体「手ぶら通信」を定期的に発行し、問い合わせが予測される事案や、保護者の利用率向上につながる取り組み紹介等を行ってまいります。

また、過去の紙おむつ等サブスクリプションサービス利用率が高い園、低い園等の事例から学習し、定期的に導入オペレーションを改善することで、保護者の紙おむつ等サブスクリプションサービス利用率向上に向けた取り組みを推進してまいります。

(5) システム開発力の強化

紙おむつ等サブスクリプションサービスのオペレーションのシステム化及び新たな契約保育施設のサポートビジネスの開発スピードを上げるために、開発部門における優秀な人材の確保、育成を強化していく予定であります。

そのため当社は2022年10月にコーポレートロゴを刷新し、ビジョンを掲げることで、企業ブランディングの向上を図っております。さらに株式上場による知名度・信用力の向上に加え、採用ブランディングを強化し、企業としての魅力を高めていくことで、当社の理念に共感し、高いスキルを持った人材の採用に注力してまいります。

(6) 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務効率の向上やコーポレート・ガバナンスの強化を図るためには、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、保育施設を中心とした子育て世帯に向けたビジネス展開を実施する事業の性質上、社会的信用を得ることは必要不可欠と考えております。そのためにも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが、会社存続のために重要であると認識しており、今後も引き続き、経営の透明性・健全性を確保するために、内部管理体制の整備・充実に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。

なお、記載事項の中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、不確定な要素を含んでおります。また、本記載は、発生し得る全てのリスクを網羅したものではなく、当社の事業その他に関するリスクは本記載に限られるものではありません。

(1) 少子化及び待機児童減少について

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおり、政府の保育や子育て支援に関する対応は積極化しております。これに伴い、当社の子育て支援事業の需要も当面は拡大し、保育施設を利用する児童数は増加していくものと予測しております。また、こうした政府の施策、在宅勤務の増加及び保育施設の増加等により、2024年4月1日時点での全国の待機児童数は2,567人と引き続き減少となりました。なお、待機児童数は厚生労働省が公表している「保育所等関連状況取りまとめ(令和6年4月1日)」の数値をもとに算出しております。

一方で、出生率の低下により、依然として子どもの人口は年々減少しており、将来的には保育施設の利用者が低下していく可能性があります。当社は、現時点では当社サービスにはまだ十分な普及余地があり、短期的に当該リスクが当社業績に重要な影響を与えることは考え難いものと考えておりますが、中長期的に保育施設の利用者数の減少が当社の想定を上回る場合、子育て支援事業において保育施設運営事業の利用者を想定通りに獲得できず、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、サブスクリプションサービスにおいて、紙おむつ以外の保育商材を充実させることによる顧客単価の向上、契約保育施設の課題を解決するサポート事業の推進により、当社の収益力を向上させることにより当該リスクに備えつつ、子育て環境を充実させるサービスを提供することにより、少子化問題そのものの改善の一助となるべく、事業に邁進してまいります。

(2) サービス競争の激化について

子育て支援事業の主要サービスである紙おむつ等サブスクリプションサービスは、保育施設の導入数、保護者の利用者数ともに年々増加しております。また、上述したとおり、子育て支援事業の需要も当面は拡大していくものと予測しております。しかし、同様のサービスを展開する同業他社が存在する競争環境において、当社の提供するサブスクリプションサービスが保育施設や保護者のニーズ及びトレンドの変化にスピーディーに対応できなかった場合や当社の予測に反して需要が急激に縮小した場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社はマーケティングによる保育施設及び保護者のニーズの把握や既存利用者からの意見の適時収集を通じて、最適なサービスの提供に努めることにより事業の継続及び拡大を図っております。

(3) 特定の取引先への依存について

子育て支援事業は、ビジネスモデル上、紙おむつ等サブスクリプションサービスの仕入先であるユニ・チャーム株式会社への依存(2025年2月期 仕入高1,382,239千円、通期仕入高に占める割合76.1%)は引き続き多くを占めております。ユニ・チャーム株式会社は紙おむつの国内外での知名度は高く、高品質であるため当社にとっては重要なビジネスパートナーであります。しかし、これら紙おむつメーカーの事業戦略の転換及び動向、品質的な問題、市場でのシェアの変動並びにユニ・チャーム株式会社との関係悪化等により、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクに対する予防策として、当社は紙おむつメーカーの動向を注視し、市場シェア等の情報収集を適時に行うとともに、他紙おむつメーカー等、仕入先を拡充することで、通期仕入高に占めるユニ・チャーム株式会社の割合は前事業年度86.1%から当事業年度76.1%と減少しております。引き続き、新しいサービスの開発、紙おむつ以外の商品展開並びに取引先の拡大をすることで適切な対応策を講じてまいります。

(4) 特定人物への依存について

当社の創業者である代表取締役社長の上野公嗣は、当社の経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において、重要な役割を果たしております。また、ユニ・チャーム株式会社の出身であることから、当社とユニ・チャーム株式会社との関係性を維持する重要なキーマンでもあります。当社では、取締役会及び経営会議等において役員及び幹部社員の情報共有を行い、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、上野公嗣に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何かしらの理由により、上野公嗣が当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原価の高騰について

当社の子育て支援事業において販売している商品は、全て外部から仕入れており、当社で製造を行っておりません。世界的な資源高騰の影響による原材料価格の高騰により、当社の仕入商品の価格が高騰する可能性があります。仕入価格の安定を図るために仕入方法や数量の見直し等を行っておりますが、当社の提供している商品に価格転嫁できない場合や、仕入商品の価格高騰が当社の想定を上回った場合、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が今後とも持続的に成長していくためには、子育て支援事業において人材の質及び量の向上が不可欠であると認識しております。具体的には、子育て支援事業においては、市場動向の変化やサービス需要をキャッチできるマーケットや需要に適したサービスを実現できるシステムエンジニア等を想定しております。そのために、優秀な人材の確保と育成は、事業発展のための根幹と考え、当社として必要な人材の定義を改めて明確化したうえで、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成してまいります。人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、想定通りの採用が進まない等優秀な人材の獲得が困難となる場合や、現在在職する人材の社外への流出が生じた場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社に関連する重要な法的規制としては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等が挙げられます。

個人情報保護法については、当社は子育て支援事業において、顧客の氏名や住所等の個人情報と定義される情報を保有しているため、安全管理義務の遵守及び開示請求への適切かつ迅速な対応が求められます。また、不当景品類及び不当表示防止法については、当社が行うサービス普及のためサービス内容の広告、利用者の募集において、利用者の優良誤認等を防止し、過大な景品の提供等を行わないよう、公正な取引の実施に努める必要があります。さらに、特定商取引に関する法律に準拠し、違法、悪質な勧誘とならないよう告知等を確実に行う必要があるほか、クーリング・オフについてもスムーズに行えるよう解約方法等をわかりやすく提供する必要があります。

今後、これらの法令等の制定・改廃が行われた場合、当社の管理体制について強化が必要となる、マーケティング活動や契約手続きの見直しが必要となる等、事業活動が制約を受けるリスクがあります。当社では関連する法令等の情報を適時収集し、定期的な内部監査やコンプライアンス研修により法令遵守に努めているものの、子会社の主事業である保育施設への第三者評価事業は許認可事業であるため、法令改正等により、評価内容の変更や契約の見直し等が必要となる等、事業活動が影響を受けるリスクがあります。子会社では関連する法令等の情報を適宜収集し、追加的な対応が必要になった場合に備えて、顧問弁護士や業界の第一人者との関係を構築しております。これらのリスクが顕在化した場合は、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報管理について

当社は、子育て支援事業においてサービス利用者の個人情報を取得する場合があります。当社に起因する問題により個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、企業イメージの悪化、損害賠償請求の発生等の可能性があります。当社は情報セキュリティ管理者を選定し、情報システム・セキュリティに関する規程類の整備運用を行っている他、プライバシーマークに基づく個人情報保護委員会の運用等により情報管理を徹底しているものの、リスクが顕在化した場合は、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システム障害について

当社の子育て支援事業は、サービスの土台をコンピューターシステムやシステムを結ぶネットワークに依存しており、サービスを提供するにあたっては、バックアップ体制の構築等の様々なトラブル対策を施しております。しかし、自然災害や不慮の事故等によって、これらのシステムやネットワークが正常に機能しなくなった場合は、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) レピュテーションリスクについて

役職員によるコンプライアンス違反やハラスメント、個人情報等をはじめとする業務上の機密情報の漏洩等が生じた場合(現に運営している事業に係る事象のみならず、既に終了した事業に係るコンプライアンス違反等が顕在化した場合を含みます。)、当社の信頼・企業イメージが著しく低下し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対策として、コンプライアンスやハラスメント防止研修等を通じた役職員への教育の徹底を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会において予防対策を検討し、当社内への注意喚起と徹底を図っております。

(11) 内部管理体制について

企業価値の持続的な拡大にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、当社は業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するため、管理部門の人員の充実及び内部管理体制の充実に努めております。

しかし、当社の内部管理体制の不備に起因し、過年度において以下の事象が生じております。すなわち、当社が、2023年1月、保育事業を運営している元子会社の株式の全部を第三者に譲渡したところ、2023年11月に第三者から、2020年から2022年にかけて、元子会社が運営していた保育施設の1つで、公益財団法人児童育成協会(以下「児童育成協会」という。)に対する助成金の請求にあたり、助成金の一部を不正に受給した事実が発覚したとの指摘を受けました。かかる指摘を踏まえて当社は、事実関係を確認の上、当該保育施設の3年間における助成金受給額合計166,064千円のうち不正受給に該当する合計22,163千円を、第三者を通じて児童育成協会に返納しました。なお、当該不正請求に基づいて受給した助成金については、2024年2月期中に児童育成協会に対して自主申告の上で返納が完了しており、当該不正請求に関連して、当社又は当社関係者に対して行政処分その他の不利益処分が課されるおそれは認められておりません。かかる助成金の不正請求の原因としては、コンプライアンスに係る内部管理体制(従業員に対する教育の徹底を含む。)の不備と内部統制の脆弱性から、助成金の不正受給を発見・防止するための仕組みを敷けなかったことによるものと分析しております。

当社は、かかる過去の子会社における助成金の不正受給の事実を受けて内部管理体制及び内部統制上の見直しを再構築しておりますが、今後も事業の急速な拡大や事業内容等の変更により、事業規模に適した内部管理体制の構築、管理人材の確保及び育成が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害、事故等について

当社は、自然災害、事故等に備え、定期的にシステムのバックアップ、稼働状況の常時監視等、保育施設におけるオリジナルの防災マニュアルの作成と導入及び防災訓練の実施等によりトラブルの事前防止又は回避に努めております。しかし、当社の事業所所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象の発生による保育施設の休園等が発生した場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却リスクについて

本書提出日の前月末現在において、当社の発行済株式総数は2,945,580株であり、このうち686,340株(議決権比率ベースで所有割合23.3%)をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「ベンチャーキャピタル等」という。)が所有しております。今後、当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は、本書提出日以降においても相応にあるものと認識しておりますが、当社においては、今後もベンチャーキャピタル等との良好な関係構築に努めることにより、本リスクの顕在化時期の予測や程度の軽減に努めてまいります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は247,000株であり、発行済株式総数2,945,580株の約8.4%に相当しております。今後これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。更なる新株予約権の発行については、希薄化の程度も含み、社外取締役を交えて十分に検討した上で実施いたします。

(15) 保有株式の減損損失に関するリスクについて

当社は、保育施設への第三者評価事業を目的とした事業会社を設立し、関係会社株式を保有しております。当社では、月次で業績報告を受け関連会社の財政状態を把握し、減損の兆候を早期に認識し、適切に対処することとしております。しかし、これらの株式の実質価額が著しく低下した場合には、減損損失が計上され、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 先行投資に伴う財務影響について

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、顧客基盤拡大のための積極的な広告宣伝活動と既存サービス強化のための新しいソフトウェア開発への投資、また積極的な人材採用を実施しており、売上高拡大が図られたものの、第6期事業年度まで経常損失が継続しておりました。

当社のサービスは、主に顧客利用期間やユーザー数等に応じてサブスクリプションとして課金され継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルである一方で、上記ソフトウェアの開発での既存サービス強化や広告宣伝費等の顧客獲得費用は先行して計上される性質の費用であります。

これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 税務上の繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金を有しており、当社の業績が順調に推移することにより、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受ける予定であります。しかし、当社の業績の下振れ等により繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合には、課税所得からの控除を受けることができなくなります。その場合、課税所得に対して通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟に関するリスクについて

本書提出日現在、当社の業績等に重要な影響を及ぼす係争や訴訟は提起されておらず、リスクの高い事象も認識しておりませんが、事業活動を進めていく中で、サービス利用者又は取引先等とのトラブルの発生や個人情報の流出その他想定外の問題が生じ、いずれ係争や訴訟に発展することとも考えられます。

「(11)内部管理体制について」に記載した当社の元子会社による助成金の不正受給に関しては、第三者との間では係争関係になく、助成金の支給元である児童育成協会との間でも助成金の返納を以て解決を迎えております。ただし、株式譲渡時に元子会社が運営していた保育施設において、当該保育施設以外に可能な限り調査を実施したものの、既に発覚した件以外でも助成金不正請求をしていた事実等が発覚した場合には、第三者との間で法的な紛争に発展する可能性があります。その場合は同様に、当該助成金の返納を当社の負担で行う可能性があります。

当社は、法令等遵守のために社内規程を整備し、カスタマーサクセスに力を入れる等重大なトラブル等の防止に努めておりますが、仮に係争や訴訟等が発生した場合、その内容及び結果によっては、当社又は当社サービスの社会的信用が毀損され、当社の事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(19) J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社船井総合研究所との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報公表日の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが
確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当
に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収
防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時
点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、
導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動
とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要す
る旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が
拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種
類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項につい
て種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のう
ち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株
主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利
益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又
は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決
議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対す
る株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

提携契約

契約等の当事者	相手先の名称	契約等の締結日	契約等の期間	契約等の内容
当社	ユニ・チャーム(株)	2019年3月6日	2019年7月1日から2019年12月31日まで(以降、1年間ごとの自動更新)	『手ぶら登園』について共同してサービス提供すること及び役割分担に関する合意。ユニ・チャーム(株)はおむつの提供及び園への配送を行い、当社は営業活動及び受発注管理を行います。
当社	花王グループカスタマーマーケティング(株)	2022年1月21日	2022年2月1日から2023年1月31日まで(以降、1年間ごとの自動更新)	『Kao すまいる登園』について共同してサービス提供すること及び役割分担に関する合意。花王グループカスタマーマーケティング(株)はおむつの提供、園への配送及び営業活動を行い、当社は主に受発注管理を行います。
当社	(株)セイノー商事	2024年2月9日	2024年2月9日から2025年2月8日まで(以降、1年間ごとの自動更新)	おむつ等の商品の売買についての合意。(株)セイノー商事は大王製紙(株)製のおむつの提供及び園への配送を行い、当社は主に受発注管理を行います。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表作成にあたって採用している会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであり、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の資産合計は、1,150百万円となり、前事業年度末に比べ353百万円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が149百万円の増加及び売上高の増加に伴い売掛金が106百万円増加、当社で使用する様々なシステム開発に伴うソフトウェアが28百万円増加、将来の法人税等の前払いに伴う繰延税金資産が26百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、668百万円となり、前事業年度末に比べて203百万円の増加となりました。その主な要因は、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）が78百万円の増加及び仕入高の増加に伴い買掛金が47百万円増加、各種施策の実施に伴い未払金が34百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、482百万円となり、前事業年度末に比べて149百万円の増加となりました。その要因は、当期純利益を計上したことに伴い利益剰余金が149百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は62,653千円であり、その主な内容は、紙おむつ等サブスクリプションサービスのシステム等のシステム改修であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (大阪市淀川区)	本社機能	5,360	4,711	103,040	2,426	115,538	67 (5)
東京事務所 (東京都豊島区)	営業所	—	—	—	—	—	15 (—)

(注)1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品及びソフトウェア仮勘定であります。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を()外数で記載しております。臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。また、従業員数欄の()外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

4. 本社及び東京事務所は賃借しており、その年間賃借料は10,831千円であります。

5. 当社は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	本社	紙おむつ等 サブスクリプショ ンサービス システム等	67,558	—	自己資金	2025年 3月	2026年 2月	—

(注)1. 当社は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. ソフトウェア開発にあたり、開発が完了した機能については順次サービス提供を開始する予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,782,000	8,836,420	2,945,580	2,945,580	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	11,782,000	8,836,420	2,945,580	2,945,580	—	—

(注) 1. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式247,000株が含まれております。

2. 2024年12月19日をもって、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的に新株予約権を付与しております。この新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

第1回新株予約権(2020年1月10日臨時株主総会決議)

区分	当事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	12,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000 (注) 1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円) (注) 3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2029年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5 (注) 3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとしております。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとしております。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述した資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。
5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1、2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前述の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は)、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
7. 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、上表の「最近事業年度末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第2回新株予約権(2023年1月23日臨時株主総会決議)

区分	当事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	12,700(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,000(注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり8,419円 (1株当たり842円) (注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年3月1日 至 2032年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 842 資本組入額 421 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとしております。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとしております。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述した資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1、2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前述の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

7. 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、上表の「最近事業年度末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年11月3日 (注) 1	普通株式 94,558 A種優先株式 △30,424 B種優先株式 △64,134	普通株式 294,558	—	100,000	—	321,004
2023年11月7日 (注) 2	普通株式 2,651,022	普通株式 2,945,580	—	100,000	—	321,004

- (注) 1. 2023年10月13日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月3日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
2. 株式分割(1:10)によるものであります。

- (6) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	20	—	—	5	25	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	20,728	—	—	8,718	29,446	980
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	70.39	—	—	29.61	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Cordial株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目9番20号	1,000,100	33.95
上野 公嗣	大阪府大阪市阿倍野区	844,220	28.66
DIMENSION投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目9番1号	178,160	6.04
ユニ・チャーム株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	155,780	5.28
ハック大阪投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区角田町8番47号	155,420	5.27
イノベーションディスカバリー1号投資事業有限責任組合	京都府京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地	118,770	4.03
株式会社こどもの森	東京都国分寺市光二丁目5番1号	110,000	3.73
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	59,390	2.01
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	59,380	2.01
株式会社コドモン	東京都港区三田三丁目13番16号	48,000	1.62
計	—	2,729,220	92.65

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. Cordial株式会社は、代表取締役上野公嗣の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,944,600	29,446	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 980	—	—
発行済株式総数	2,945,580	—	—
総株主の議決権	—	29,446	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2020年1月10日臨時株主総会決議)

決議年月日	2020年1月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(数)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。

2. 本発行者情報公表日の前月末現在(2025年4月30日)の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員1名となっております。

第2回新株予約権(2023年1月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	2023年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(うち社外取締役2名を含む) 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(数)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。

2. 本発行者情報公表日の前月末現在(2025年4月30日)の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員9名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、人材確保及び人材教育、ならびに中長期的な事業原資として利用していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
最高（円）	—	—	950
最低（円）	—	—	950

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2．当社株式は2024年12月19日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高（円）	—	—	—	950	—	—
最低（円）	—	—	—	950	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2．当社株式は2024年12月19日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。また、2025年1月から2月までは、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 5 名 女性 2 名(役員のうち女性の比率 28.6%) 2025年7月1日付で就任予定の者を含む人数であります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	上野 公嗣	1978年 7 月15日生	2003年 4 月 ユニ・チャーム㈱入社 2012年 5 月 ㈱S・S・M(現：ぬくもりのおうち保育㈱)設立 2014年11月 同社 代表取締役社長 (一社)子育てママの応援ぶらっとホーム 代表理事 2016年 8 月 保育ICT㈱ 代表取締役 SSMotherホールディングス㈱ 設立 代表 取締役 2018年 7 月 当社設立 代表取締役社長 2018年10月 当社 会長 2019年 2 月 ぬくもりのおうち保育㈱ 代表取締役会長 2019年 2 月 当社 代表取締役会長 2019年 7 月 ㈱上野公嗣事務所(現：Cordial株式会社)設立 代表取締役(現任) 2020年 2 月 ぬくもりのおうち保育㈱ 代表取締役社長 2021年 3 月 当社 代表取締役社長(現任) 2021年 5 月 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 理事長 2022年 6 月 (一社)こどもDX推進協会 理事 2023年 2 月 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 副理事長(現任) 2024年 7 月 保育第三者評価株式会社代表取締役会長 (現任) 2025年 1 月	(注) 2	(注) 4	1,944,320 (注) 6
取締役	—	前田 効多郎	1971年12月22日生	2000年11月 ㈱れもんケア設立 代表取締役 2005年12月 同社 会長 2006年 7 月 フォーキッズ㈱ (現：C2CTwinkleAcademy) 代表取締役 2007年 2 月 社会福祉法人檸檬会 理事長(現任) 2013年 2 月 HOWDY LEMON JAPAN INC. 取締役(現任) 2017年 9 月 ㈱アクティブ・ラーニング・アカデミー 取締役(現任) 2017年10月 ㈱SUGINOHARA ORIGAMI ACADEMY 取締役 2020年 2 月 当社 社外取締役(現任) 2020年 4 月 ㈱A-Z 取締役(現任) 2020年 8 月 ㈱ゼンシン 監査役(現任) 2022年 1 月 (一社)和歌山イノベーションベース 代表 理事(現任) 2022年 3 月 ㈱NewDimension 代表取締役(現任) 2022年 8 月 (一社)児童発達支援研究機構 理事(現任) 2022年 9 月 社会福祉連携推進法人あたらしい保育イニ シアチブ 代表理事(現任) 2022年11月 ㈱LP 代表取締役 2022年12月 大阪資産管理㈱ 代表取締役 2024年 4 月 (一社)ソーシャルインクルージョンパート ナーズ 代表理事(現任) 2024年10月 ㈱ユナイテッドマジック 代表取締役(現 任)	(注) 2	(注) 4	6,920
取締役	—	大野 麻衣子	1980年 8 月29日生	2005年 4 月 ゴールドマンサックス証券㈱ 入社 2009年 4 月 KPMGヘルスケアジャパン㈱ 入社 2010年 5 月 メリルリンチ日本証券㈱(現：BofA証券㈱) 入社 2024年 3 月 ㈱トライトキャリア 取締役(現任) 2024年 3 月 ㈱トライトエンジニアリング 取締役(現 任) 2024年 3 月 ㈱トライト 社外取締役(現任) 2024年 8 月 ㈱MCG Partners 代表取締役(現任) 2025年 5 月 当社 社外取締役(現任)	(注) 2	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	－	米ノ井 克司	1983年11月 2 日生	2007年 4 月	トーマツコンサルティング(株) (現:デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社	(注) 2	－	－
				2011年 1 月	(株)ボストンコンサルティンググループ 入社			
				2017年 5 月	CLSAキャピタルパートナーズジャパン(株) (現:サンライズキャピタル(株)) 入社 (現任)			
				2018年 3 月	(株)ユニメイト 監査役			
				2019年 4 月	(株)ワールドパーティー 取締役			
				2019年 4 月	(株)ブルーム 取締役			
				2021年 6 月	(株)ブルーム 代表取締役			
				2021年 6 月	(株)アシスト (現:(株)LiPLUSホールディングス) 取締役			
				2021年 6 月	Earth Technology Group(株) 監査役			
				2021年 6 月	Earth Technology(株) 監査役			
				2022年 3 月	(株)ティーエフホールディングス 取締役 (現任)			
				2022年 3 月	(株)タスク・フォース 代表取締役			
				2022年 3 月	(株)タスク・フォース ミテラ 代表取締役			
				2022年 3 月	合同会社トリプルエー (現:(株)タスク・フォース) 業務執行社員			
				2022年 3 月	合同会社ビリーフード (現:(株)タスク・フォース) 業務執行社員			
				2023年 6 月	Earth Technology Group(株) 取締役			
				2024年10月	(株)Trunk1 代表取締役			
				2024年10月	Billホールディングス(株) 代表取締役			
				2024年10月	(株)東海鋳機 取締役			
				2024年12月	(株)タスク・フォース 取締役 (現任)			
2024年12月	(株)タスク・フォース ミテラ 取締役 (現任)							
2025年 7 月	当社 社外取締役 (就任予定)							
取締役 常勤 監査等 委員	－	小田切 智美	1972年 4 月28日生	2000年10月	朝日監査法人(現:有限責任 あずさ監査法人)入所	(注) 3	(注) 4	－
				2004年 5 月	公認会計士登録			
				2019年 8 月	タンゴヤ(株)(現:グローバルスタイル(株)) 常勤監査役			
				2022年 5 月	小田切智美公認会計士事務所 設立 代表 (現任)			
				2022年 7 月	当社 社外監査役			
				2022年 7 月	(株)シナプスイノベーション 社外取締役 (現任)			
2024年 5 月	当社 取締役監査等委員(現任)							
取締役 監査等 委員	－	和氣 良浩	1979年 5 月 7 日生	2006年10月	弁護士登録	(注) 3	(注) 4	－
				2015年 1 月	弁護士法人和氣綜合(現:弁護士法人ブライト)設立 代表(現任)			
				2018年10月	(株)Code-R設立 代表取締役(現任)			
				2022年 9 月	社会福祉連携推進法人あたらしい保育イニシアチブ 監事(現任)			
				2024年 2 月	当社 社外取締役			
				2024年 5 月	当社 取締役監査等委員(現任)			
取締役 監査等 委員	－	黒坂 卓司	1974年 8 月 1 日生	1998年 4 月	日本信託銀行(株)(現:三菱UFJ信託銀行(株)) 入社	(注) 3	(注) 4	－
				2021年 4 月	マルコ・ポーロ合同会社 設立 代表社員 (現任)			
				2021年11月	(株)NEXT STAGE 社外取締役(現任)			
				2022年 5 月	(一社)ベンチャー監査役協会 設立 代表理事(現任)			
				2022年 6 月	空き家活用(株) 社外監査役(現任)			
				2022年 7 月	当社 社外監査役			
				2022年 8 月	(株)バイオーム 社外監査役(現任)			
				2022年11月	(株)大都 社外監査役(現任)			
				2023年 9 月	(株)レスタス 社外監査役(現任)			
				2024年 3 月	(一社)ないかんMeetup設立 代表理事(現任)			
2024年 5 月	当社 取締役監査等委員(現任)							
計								1,951,240

- (注) 1. 取締役 前田効多郎、大野麻衣子、米ノ井克司(2025年7月1日付就任予定)、小田切智美、和氣良浩及び黒坂卓司は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2025年5月28日開催の定時株主総会の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。なお、米ノ井克司は、2025年7月1日付の就任予定であります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年5月24日開催の定時株主総会の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年2月期における役員報酬の総額は、50,762千円を支給しております。
5. 所有株式数については、提出日現在の株式数であります。
6. 代表取締役社長 上野公嗣の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるCordial株式会社が所有する1,100,100株を含んでおります。
7. 2024年5月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社に移行しております。
8. 当社は2025年6月1日付で執行役員制度の導入を含む組織再編を予定しております。執行役員は以下の通りであります。

役職名	氏名
執行役員/子育て支援事業部 部長	脇 実弘
執行役員/事業推進部 部長	福森 章太郎
執行役員/開発部 部長	川並 裕
執行役員/財務経理部 部長	西尾 剛彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

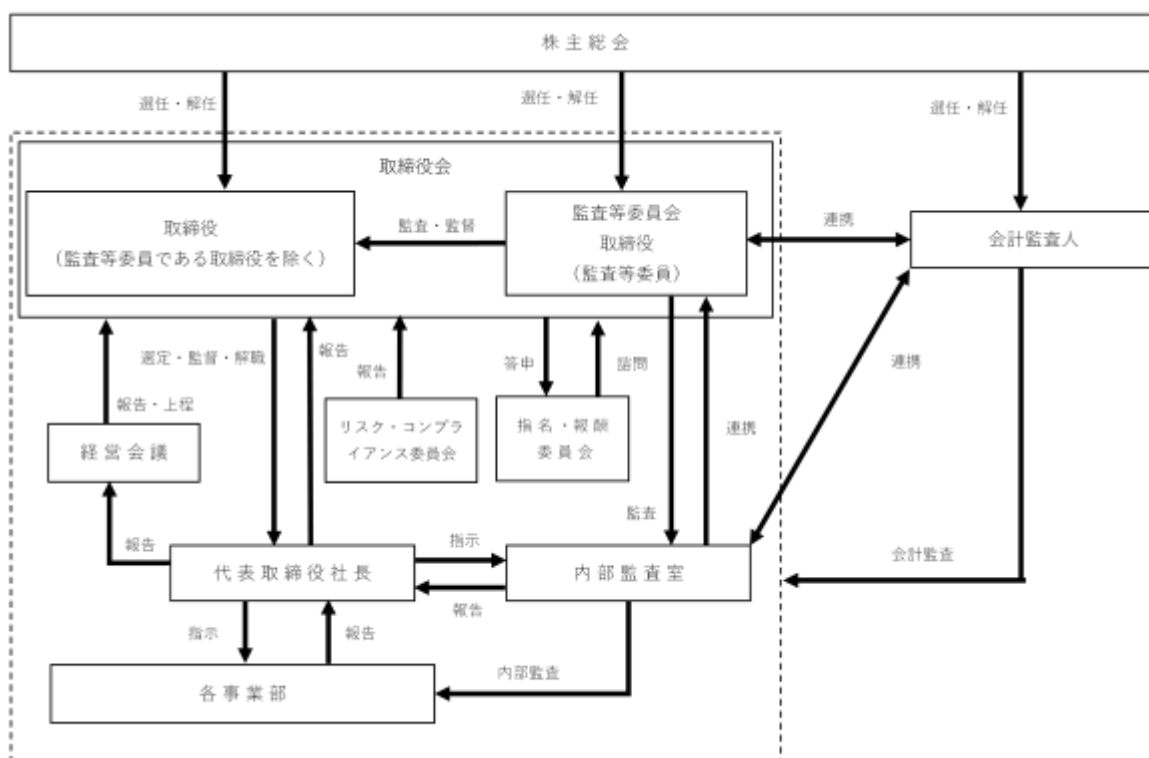
当社は限りある経営資源を有効に活用し、高い成長を実現することで企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のための仕組みを構築することを基本方針とし、かつ、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を踏まえた以下のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

- a 株主の権利・平等性の確保
- b 従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- c 適切な情報開示と透明性の確保
- d 独立役員の監督・監査機能の発揮と取締役会の実効性の確保
- e 株主との対話とそのための環境整備

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2024年5月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へ移行いたしました。

当社は迅速かつ適切な経営の意思決定と経営の透明性、客観性及び健全性の確保を両立するにあたり、当社の経営環境、事業規模等を総合的に考慮した上で、以下のコーポレート・ガバナンス体制が最適であると考え、採用しております。



a 取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施しております。

※2025年7月1日付で就任予定の者を含む人数であります。

b 監査等委員会

監査等委員会は、3名の取締役(すべて社外取締役)で構成しております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

c 経営会議

経営会議は取締役1名及び部長・室長7名により構成されております。経営会議は業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関であり、原則毎月2回開催しておりますが、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図るために、必要に応じて臨時の経営会議を開催しております。

d 予算達成会議

予算達成会議は取締役7名(監査等委員である取締役を含む)及び部長・室長7名により構成されております。予算達成会議は重要なKPIの達成に向けた解決策を討議する場であり、原則毎月2回開催しております。

※2025年7月1日付で就任予定の者を含む人数であります。

e 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は取締役会の直属委員会であり、代表取締役1名、社外取締役4名により構成されております。指名・報酬委員会は必要に応じて開催しており、当社取締役の指名及び報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。

f リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は取締役会の直属委員会であり、取締役3名及び部長・室長6名により構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則四半期に1回開催しており、当社におけるリスク・コンプライアンス管理に関わる取り組みを推進しております。

g 内部監査室

当社の内部監査室は1名であります。

当社は代表取締役社長の直轄組織となる内部監査室を設置しております。内部監査は、監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。監査の実施状況については、随時、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

h 会計監査

当社は、R S M清和監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年2月期において監査を執行した公認会計士は坂井浩史氏、材井貴士氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他7名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

i 社外取締役の状況

当社の社外取締役は6名(うち、監査等委員である社外取締役3名)であります。

当社においては社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所が公表している「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役の前田効多郎は、訪問介護等の福祉事業を展開する事業会社において代表取締役及び取締役としての経験を10年以上有しているほか、認可保育施設の運営等の保育事業を主とする社会福祉法人においても理事長として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。同氏とは、過去10年以内において、同氏が議決権の過半数を有する社会福祉法人等への当社システムを利用した物品販売や同氏が主催する団体への会費支払、イベントへ参加費の支払等の取引を行っておりますが、いずれも第三者と同等の条件であり、かつ金額が僅少であることから、独立性に問題はないものと判断しております。

社外取締役の大野麻衣子は、長年にわたる投資銀行における経験から金融市場・資本市場に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものと判断しております。同氏とは過去10年以内において同氏が代表取締役を務める株式会社との間でコンサルティングに係る取引を行っておりますが、いずれも第三者と同等の条件であり、かつ金額が僅少であることから、独立性に問題はないものと判断しております。なお、当該取引は2025年5月末日で終了する予定となっております。

社外取締役の米ノ井克司(2025年7月1日付就任予定)は、長年にわたるコンサルティング経験及びプライベートエクイティ領域での経験から企業価値向上、経営監督等に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものとし、社外取締役候補者いたしました。同氏とは、過去10年以内において、同氏が代表取締役に就任していた株式会社と当社システム内の広告利用等の取引を行っておりますが、いずれも第三者と同等の条件であり、かつ金額が僅少であることから、独立性に問題はないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の小田切智美は、公認会計士であり、朝日監査法人(現：有限責任あずさ監査法人)において第一線で活躍し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから当社の財務会計面を中心に、有用な意見をいただけるものと判断しております。同氏とは過去10年以内において取引関係はありません。

監査等委員である社外取締役の和氣良浩は、弁護士であり、コンプライアンスに強い法律の専門家として活躍されており、その専門性が当社の法務及びコンプライアンスの強化に有用な意見をいただけるものと判断しております。同氏とは過去10年以内において取引関係はありません。

監査等委員である社外取締役の黒坂卓司は、日本信託銀行株式会社(現：三菱UFJ信託銀行株式会社)において第一線で活躍し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、多様な観点から有用な意見をいただけるものと判断しております。同氏とは、就任前に監査役に対するセミナー等を開催・取締役会等に関する助言を有償でいただいております。ただし、その期間は短期間であり、当社から同氏への報酬も当社売上高からみても軽微な水準であり、監査役就任後の取引関係はありません。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、この内容に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 取締役は各監査等委員が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けなければならない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役はその職務の執行に係る重要な文章の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存及び管理する。
- (2) 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善を行う。
- (3) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 「組織規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- (3) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、財務経理部の長をコンプライアンス担当役員として任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「企業行動規範」「コンプライアンス規程」を定める。
- (4) 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、財務経理部の長をリスク管理担当役員として任命する。リスク管理担当役員は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当役員及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員以外)からの独立性に関する事項

- (1) 当社は監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員が求めた場合には取締役会は速やかに当該取締役及び使用人を任命及び配置するものとする。
- (2) 補助すべき期間中は指名された取締役及び使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、取締役(監査等委員以外)の指揮命令は受けない。なお、当該使用人の当該期間における人事考課等については、監査等委員の意見を尊重する。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員は取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役(監査等委員以外)及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- (3) 取締役(監査等委員以外)及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに監査等委員会に報告する。
- (4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人に説明を求めることができる体制とする。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理体制の整備状況について

当社は、コンプライアンスへの取り組みを重要施策と認識し、法令遵守はもとより、社会的倫理や従業員の行動規範に至るまで社内規程を見直すとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置する等、内部管理体制を整備してまいりました。当社ではリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会においては、当社が直面、あるいは将来発生する可能性のある潜在的リスクを識別し、企業としての対策を打ち出すことでリスク顕在化の防止と被害損失の最小化、再発防止に努めております。日常的なリスクマネジメントとしては、事業に重大な影響を及ぼすと考えられるリスクごとにリスク所管部門を定め、管理本部を中心にリスクのモニタリング等を実施しております。また、リスク・コンプライアンス委員会ではコンプライアンス体制の継続的改善に向けた協議を行い、必要に応じてコンプライアンス教育の見直し、企画の提案等を行っております。

④ 役員報酬の内容

発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	37,676	37,676	—	—	—	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	13,086	13,086	—	—	—	5

(注) 1. 2025年2月期の実績となります。上記には、当事業年度中に退任した社外役員に対する報酬等の額及びその員数を含めております。

2. 当社は、2024年5月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任すること及び選任は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。当社と取締役は当該規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	15,930	—
計	15,930	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人の監査計画における監査時間、人数計画等の内容や当社の業種・規模を勘案して報酬額の見積りの妥当性を検討し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」の施行規則第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の財務諸表について、R S M清和監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、社外団体等の行うセミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	525, 284	674, 752
売掛金	160, 249	266, 761
商品	494	4, 313
仕掛品	—	11, 579
貯蔵品	990	1, 262
前払費用	9, 661	12, 197
その他	1, 811	3, 438
貸倒引当金	△5, 144	△8, 651
流動資産合計	693, 348	965, 653
固定資産		
有形固定資産		
建物	2, 649	6, 474
減価償却累計額	△866	△1, 114
建物（純額）	1, 782	5, 360
構築物	350	350
減価償却累計額	△154	△189
構築物（純額）	195	160
工具、器具及び備品	1, 755	1, 755
減価償却累計額	△1, 609	△1, 682
工具、器具及び備品（純額）	145	72
リース資産	8, 280	5, 206
減価償却累計額	△4, 830	△495
リース資産（純額）	3, 450	4, 711
有形固定資産合計	5, 573	10, 304
無形固定資産		
ソフトウェア	74, 193	103, 040
ソフトウェア仮勘定	325	2, 193
その他	1, 035	—
無形固定資産合計	75, 555	105, 234
投資その他の資産		
関係会社株式	—	10, 000
敷金及び保証金	21, 199	30, 962
長期前払費用	1, 590	1, 651
繰延税金資産	—	26, 907
投資その他の資産合計	22, 790	69, 521
固定資産合計	103, 919	185, 059
資産合計	797, 267	1, 150, 713

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,344	146,342
1年内返済予定の長期借入金	129,559	133,889
リース債務	1,821	1,145
未払金	35,942	70,668
未払費用	25,629	36,469
未払法人税等	950	950
契約負債	916	1,377
賞与引当金	12,829	18,210
その他	21,652	44,614
流動負債合計	327,647	453,667
固定負債		
長期借入金	134,526	208,306
リース債務	2,277	4,037
長期未払金	—	2,174
固定負債合計	136,803	214,517
負債合計	464,450	668,185
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	321,004	321,004
その他資本剰余金	253,308	253,308
資本剰余金合計	574,312	574,312
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△341,495	△191,784
利益剰余金合計	△341,495	△191,784
株主資本合計	332,816	482,527
純資産合計	332,816	482,527
負債純資産合計	797,267	1,150,713

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
売上高	※1 1,652,270	※1 2,833,107
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	566	494
当期商品仕入高	1,117,691	1,898,720
合計	1,118,257	1,899,214
他勘定振替高	※2 76,148	※2 81,519
商品期末棚卸高	494	4,313
商品売上原価	1,041,614	1,813,382
その他の原価	10,984	4,985
売上原価合計	1,052,599	1,818,367
売上総利益	599,671	1,014,739
販売費及び一般管理費	※3 712,908	※3 885,464
営業利益又は営業損失 (△)	△113,236	129,275
営業外収益		
受取利息	7	319
補助金収入	686	1,000
受取手数料	219	—
受取褒賞金	—	2,018
その他	40	231
営業外収益合計	953	3,568
営業外費用		
支払利息	2,009	2,753
支払手数料	3,300	12,816
その他	62	136
営業外費用合計	5,371	15,705
経常利益又は経常損失 (△)	△117,654	117,138
特別利益		
受取補償金	—	※4 38,331
特別利益合計	—	38,331
特別損失		
固定資産除却損	※5 67	※5 2,416
特別調査費用	※6 28,285	—
臨時損失	—	※7 29,250
特別損失合計	28,352	31,667
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△146,007	123,802
法人税、住民税及び事業税	951	998
法人税等調整額	—	△26,907
法人税等合計	951	△25,908
当期純利益又は当期純損失 (△)	△146,958	149,711

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	321,004	253,308	574,312	△194,537	△194,537	479,775	479,775
当期変動額								
当期純損失(△)					△146,958	△146,958	△146,958	△146,958
当期変動額合計	—	—	—	—	△146,958	△146,958	△146,958	△146,958
当期末残高	100,000	321,004	253,308	574,312	△341,495	△341,495	332,816	332,816

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	321,004	253,308	574,312	△341,495	△341,495	332,816	332,816
当期変動額								
当期純利益					149,711	149,711	149,711	149,711
当期変動額合計	—	—	—	—	149,711	149,711	149,711	149,711
当期末残高	100,000	321,004	253,308	574,312	△191,784	△191,784	482,527	482,527

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△146,007	123,802
減価償却費	16,989	25,690
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,032	3,507
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,311	5,380
受取利息及び受取配当金	△7	△319
支払利息	2,009	2,753
受取補償金	—	△38,331
固定資産除却損	67	2,416
特別調査費用	28,285	—
臨時損失	—	29,250
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,356	△106,512
棚卸資産の増減額 (△は増加)	571	△15,670
仕入債務の増減額 (△は減少)	46,368	47,998
契約負債の増減額 (△は減少)	△1,503	460
未払金の増減額 (△は減少)	△914	31,395
未払消費税等の増減額 (△は減少)	17,011	23,213
その他	△9,690	19,805
小計	△108,831	154,841
利息及び配当金の受取額	7	319
利息の支払額	△2,036	△3,067
補償金の受取額	—	37,304
特別調査費用の支払額	△18,542	△9,742
臨時損失の支払額	—	△28,291
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△807	△998
営業活動によるキャッシュ・フロー	△130,211	150,364
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,065
無形固定資産の取得による支出	△41,228	△53,380
敷金及び保証金の差入による支出	△14,144	△17,359
敷金及び保証金の回収による収入	6,307	7,524
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,065	△64,280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	—	240,000
長期借入金の返済による支出	△120,585	△161,890
リース債務の返済による支出	△1,821	△1,909
上場関連費用の支払額	—	△12,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△122,406	63,383
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△301,684	149,467
現金及び現金同等物の期首残高	826,968	525,284
現金及び現金同等物の期末残高	※ 525,284	※ 674,752

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

② 貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

③ 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、いずれのサービスにおいても履行義務充足後の支払い条件は、概ね1ヶ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

(1) 紙おむつ等サブスクリプションサービス

保育施設に子どもを預ける保護者に対して、紙おむつ・おしりふきのサブスクリプションサービスを提供しております。紙おむつ等サブスクリプションサービスにおける収益は、月額基本使用料収入となります。月額基本使用料収入は、顧客に対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供時点で定額料金に基づき収益を認識しております。

(2) ECサイト物販

ECサイトでの保育施設向けにマスクや空気清浄機等を提供する履行義務を負っております。物販における収益は、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
有形固定資産	5,573 千円	10,304 千円
無形固定資産	75,555 千円	105,234 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産又は資産グループがある場合は、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

② 主要な仮定

回収可能価額の見積りの検討においては、将来キャッシュ・フローの前提となる「中期経営計画」を基礎としており、主要な仮定は、主にサービスの契約件数の予測に基づいた売上高及び営業利益であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
繰延税金資産	— 千円	26,907 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、翌1年間の税金負担額を軽減することが見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは「中期経営計画」を基礎としており、主要な仮定は主にサービスの契約件数の予測に基づいた売上高及び営業利益であります。なお、この見積りの結果、当事業年度末において計上した繰延税金資産の内訳については、「注記事項（税効果会計関係） 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、事業計画や市場環境の変化により、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払金の増減額」及び「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の表示方法の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた6,406千円は、「未払金の増減額」△914千円、「未払消費税等の増減額」17,011千円及び「その他」△9,690千円として組み替えております。

(追加情報)

(子会社の設立)

当社は、2025年1月21日付で保育第三者評価株式会社を設立しており、翌事業年度(2026年2月期)より連結財務諸表を作成予定であります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
販売促進費(販売費及び一般管理費)	76,148 千円	81,519 千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
給与手当	217,915 千円	273,887 千円
賞与引当金繰入額	12,594 "	17,085 "
販売促進費	81,076 "	96,199 "
支払手数料	180,472 "	225,892 "
減価償却費	14,540 "	24,790 "
貸倒引当金繰入額	2,032 "	3,507 "
おおよその割合		
販売費	43 %	42 %
一般管理費	57 "	58 "

※4 受取補償金

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

臨時損失に伴う仕入先からの補償金収入であります。

※5 固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
工具、器具及び備品	67 千円	— 千円
リース資産	— "	2,416 "
計	67 千円	2,416 千円

※6 特別調査費用

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

前事業年度において発覚した過年度の当社グループにおける公益財団法人児童育成協会に対する助成金の不正請求の事実に関して、外部有識者を含む調査委員会による事実関係の調査に要した費用を計上しております。

※7 臨時損失

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

仕入先のシステムトラブルにより追加的に発生した費用を損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	200,000	2,745,580	—	2,945,580
A種優先株式(株)	30,424	—	30,424	—
B種優先株式(株)	64,134	—	64,134	—
合計	294,558	2,745,580	94,558	2,945,580
自己株式				
A種優先株式(株)	—	30,424	30,424	—
B種優先株式(株)	—	64,134	64,134	—
合計	—	94,558	94,558	—

(変動事由の概要)

- (1) 2023年10月13日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月3日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
- (2) 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、株式数は2,651,022株増加し、発行済株式総数は、2,945,580株となっております。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 当社はストック・オプションとしての新株予約権を発行しておりますが、付与時の当社株式は非上場であり、単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	2,945,580	—	—	2,945,580
合計	2,945,580	—	—	2,945,580

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 当社はストック・オプションとしての新株予約権を発行しておりますが、付与時の当社株式は非上場であり、単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	525,284 千円	674,752 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃	— 〃
現金及び現金同等物	525,284 千円	674,752 千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。借入金には資金計画に照らして必要な資金を金融機関からの借入により調達したものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、営業管理部門及び財務経理担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度(2024年2月29日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*2)	264,086	264,468	381
負債計	264,086	264,468	381

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

当事業年度(2025年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*2)	342,195	342,096	△99
負債計	342,195	342,096	△99

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	525,284	—	—	—
売掛金	160,249	—	—	—
合計	685,533	—	—	—

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	674,752	—	—	—
売掛金	266,761	—	—	—
合計	941,514	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	129,559	95,932	32,670	5,923	—	—
合計	129,559	95,932	32,670	5,923	—	—

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	133,889	74,809	69,775	37,984	25,737	—
合計	133,889	74,809	69,775	37,984	25,737	—

(注3) 市場価格のない株式等

前事業年度(2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年2月28日)

市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	10,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年2月29日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	264,468	—	264,468
負債計	—	264,468	—	264,468

当事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	342,096	—	342,096
負債計	—	342,096	—	342,096

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるために、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、652千円であります。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるために、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、763千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 190,000株	普通株式 132,000株
付与日	2020年1月16日	2023年2月28日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年11月1日 至 2029年12月31日	自 2025年3月1日 至 2032年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月7日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	120,000	127,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	120,000	—
未確定残	—	127,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	120,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	120,000	—

(注) 2023年11月7日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	1	842
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2023年11月7日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社株式の評価額は、純資産方式により算定した価格を参考に決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 127,596千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	64,502 千円	19,702 千円
賞与引当金	4,308 "	6,115 "
未払費用	646 "	861 "
貸倒引当金	1,400 "	2,362 "
その他	229 "	473 "
繰延税金資産小計	71,087 千円	29,514 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△64,502 "	— "
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△6,585 "	△2,607 "
評価性引当額小計	△71,087 "	△2,607 "
繰延税金資産合計	— 千円	26,907 千円
繰延税金資産純額	— 千円	26,907 千円

(注) 1. 評価性引当額の主な変動要因は、税務上の繰越欠損金が減少したことによります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	64,502	64,502
評価性引当額	—	—	—	—	—	△64,502	△64,502
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	19,702	19,702
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産(*2)	—	—	—	—	—	19,702	19,702

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	—	33.6%
(調整)		
住民税均等割等	—	0.8%
繰越欠損金の増減	—	△36.2%
評価性引当額の増減	—	△19.1%
その他	—	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△20.9%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は2025年3月1日に開始する事業年度の33.6%から2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.4%となります。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、子育て支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	1,609,937	2,791,496
ECサイト物販	18,453	31,650
その他	23,879	9,960
顧客との契約から生じる収益	1,652,270	2,833,107
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,652,270	2,833,107

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	91,893	160,249
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	160,249	266,761
契約負債(期首残高)	2,420	916
契約負債(期末残高)	916	1,377

当事業年度の契約負債は、主にキャッシュレスサービス売上に関する前受金であり、前事業年度の契約負債は広告売上に関する前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、916千円であります。

なお、広告売上は軽微のため、期首時点においては、その他に含めております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,322千円であり、概ね2年以内に履行される見込みであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、子育て支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	紙おむつ等サブスクリプションサービス	ECサイト物販	その他	合計
外部顧客への売上高	1,609,937	18,453	23,879	1,652,270

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	紙おむつ等サブスクリプションサービス	ECサイト物販	その他	合計
外部顧客への売上高	2,791,496	31,650	9,960	2,833,107

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
1株当たり純資産額 (円)	112円99銭	163円81銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△49円89銭	50円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	48円61銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2024年12月19日にTOKYO PRO Marketに上場するまでは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2024年12月19日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2025年2月末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 2023年10月13日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月3日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。また、前事業年度の期首に当該種類株式から普通株式への転換が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。
4. 当社は、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。
5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)		
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△146,958	149,711
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△146,958	149,711
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,945,580	2,945,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	134,311
(うち新株予約権) (株)	—	(134,311)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 12,000個 (普通株式 120,000株) 第2回新株予約権 12,700個 (普通株式 127,000株) なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

(新株予約権の付与)

当社は、2025年5月28日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、取締役及び従業員等に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2025年7月9日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて承認を求めるものであります。

1. 取締役及び従業員等に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当社取締役及び従業員等に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを目的としております。また、中長期的な観点から経営活動により一層の支援を賜ることを目的として、社外協力者に対して無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において、年額100万円以内（うち社外取締役分年額30万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額17.5万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については5万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役2名）ですが、2025年7月1日付で1名増員することが決定しており、4名（うち社外取締役3名）となります。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

3. 当社の監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において年額30万円以内（うち社外取締役分年額30万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保するとともに、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10万円以内（うち、社外取締役については10万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

4. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役並びに従業員及び社外協力者のうち、当社取締役会で承認された者とする。

(2) 発行する新株予約権の数

550個（新株予約権1個につき100株）を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当本臨時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は5.5万株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法ならびに払込の要否

無償とし、払込は要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値またはその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける

ことができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金950円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記i.の資本金等増加限度額から前記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、2025年7月9日開催予定の臨時株主総会において、「第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」、「第2号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」及び「第3号議案 スtock・オプションとして、取締役及び従業員等へ新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,649	3,825	—	6,474	1,114	247	5,360
構築物	350	—	—	350	189	35	160
工具、器具及び備品	1,755	—	—	1,755	1,682	73	72
リース資産	8,280	5,206	8,280	5,206	495	1,528	4,711
有形固定資産計	13,034	9,031	8,280	13,786	3,481	1,883	10,304
無形固定資産							
ソフトウェア	93,419	51,753	—	145,172	42,132	22,906	103,040
ソフトウェア仮勘定	325	53,621	51,753	2,193	—	—	2,193
その他	3,734	—	136	3,598	3,598	899	—
無形固定資産計	97,479	105,375	51,889	150,965	45,731	23,806	105,234

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア	『手ぶら登園』システム関係	23,742 千円
	『誰でも決済』システム関係	23,139 "
	『えんさがそっ♪』システム関係	4,871 "
ソフトウェア仮勘定	『手ぶら登園』システム関係	23,742 "
	『誰でも決済』システム関係	23,876 "
	『えんさがそっ♪』システム関係	6,001 "

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	『手ぶら登園』システム関係	23,742 千円
	『誰でも決済』システム関係	23,139 "
	『えんさがそっ♪』システム関係	4,871 "

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	129,559	133,889	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,821	1,145	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	134,526	208,306	0.7	2025年～2029年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,277	4,037	—	2025年～2029年
合計	268,185	347,378	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）とリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	74,809	69,775	37,984	25,737
リース債務	1,145	1,145	1,145	601

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,144	8,651	—	5,144	8,651
賞与引当金	12,829	18,210	12,829	—	18,210

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、貸倒引当金の洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	674,752
小計	674,752
合計	674,752

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	240,010
東京都千代田区	9,803
一般社団法人NECQA	1,518
株式会社タスク・フォース	1,444
滋賀県甲賀市	1,353
その他	12,631
合計	266,761

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
160,249	3,116,135	3,009,623	266,761	91.86	25.01

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	4,313
合計	4,313

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
受託システム開発	11,579
合計	11,579

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	1,188
印紙・切手	73
合計	1,262

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
ユニ・チャーム株式会社	98,881
花王グループカスタマーマーケティング株式会社	22,110
株式会社セイノー商事	19,076
株式会社シンセイインターナショナル	5,343
溝端紙工印刷株式会社	515
その他	413
合計	146,342

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
保育第三者評価株式会社	10,000
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	8,360
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	4,801
年金事務所	4,763
株式会社時事通信社	4,070
その他	38,673
合計	70,668

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行うものとしております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://baby-job.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 28 日

BABY JOB 株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

神戸事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

坂井 浩史

指定社員
業務執行社員

公認会計士

村井 貴士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている BABY JOB 株式会社の 2024 年 3 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日までの第 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BABY JOB 株式会社の 2025 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上